

輸出検疫の流れ

- 輸出検疫は、輸出者による申請を受けて、①輸出先国の検疫条件に応じて要求される検査(栽培地検査・精密検査・消毒検査・目視検査、いわゆる「区分別検査」)が行われ、②これらの検査の結果、輸出先国の要求に適合していることを植物防疫官が確認し、③植物防疫官が植物検疫証明書(通称:PC)を交付する、という流れで行われる。
- PCの交付は国の植物防疫機関が行うが、交付までの検査は第三者機関による実施も国際的に認められている。

輸出検疫の流れ

栽培地
検査

精密
検査

消毒
検査

+

目視
検査

植物防疫官
による確認

PC
発給

*輸出先国の検疫条件で要求されている場合に実施

ご参考:区分別検査の概要

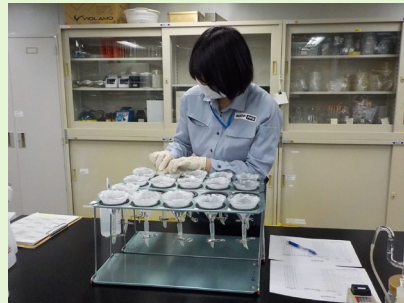
① 栽培地検査

栽培地、周辺地域において、輸入国の指定する有害動植物の有無等を確認



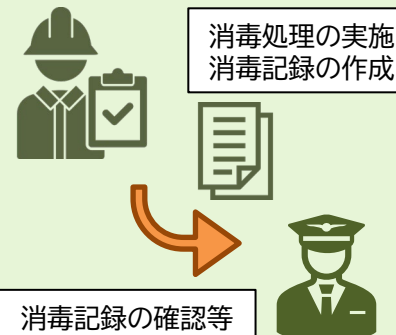
② 精密検査

目視での確認が困難なウィルス等や線虫の有無を特殊な方法(遺伝子診断法、抗血清検定法、バールマン法等)により確認



③ 消毒検査

くん蒸、熱処理、低温処理、薬剤処理等が適切に実施されていることを確認



④ 目視検査

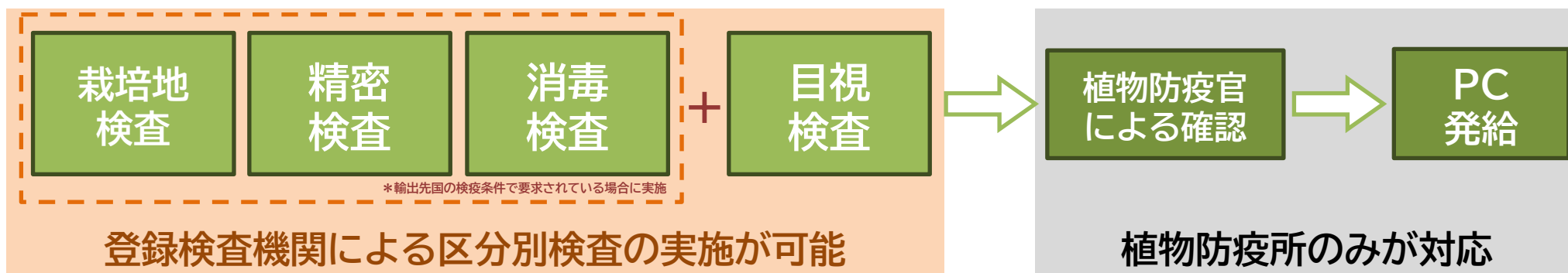
申請書に記載された数量、用途、形態との同一性や、加工状態、有害動植物の有無等を目視により確認



輸出検疫における登録検査機関の活用

- 輸出検査の効率的な実施に資するため、植物防疫法を改正し、令和5年4月から、国に登録された第三者機関である登録検査機関も輸出検査の一部(区分別検査)を実施することが可能となり、輸出検査への多様なニーズに対応できる体制が整ったところ。
- 登録検査機関の活用により、迅速な輸出検査など、産地のニーズに柔軟に対応した輸出検疫が可能。

輸出検査の流れ



産地・輸出者の多様なニーズに対応した円滑な輸出検疫を推進

(登録検査機関の対応例)

- ・土日や早朝の検査対応
- ・迅速な輸出検査
- ・多様なウイルス等に対応した精密検定 等

登録検査機関による区分別検査の実施状況

- 令和8年8月現在、15機関が登録。
- 民間の検査機関、大学、流通系企業等の多様な業種の機関が登録され、輸出検査への多様なニーズに対応できる体制の整備が進んでいる。
- 検査区分別では、目視検査8機関、精密検査12機関、消毒検査4機関、栽培地検査1機関が登録(令和8年8月現在)。
- 特に、目視検査及び精密検査の検査実績が伸びているところ。

●登録検査機関の登録状況

機関名	登録時期	検査区分			
		栽培地 検査	目視 検査	精密 検査	消毒 検査
株式会社JEVIC	令和5年3月	○	○	○	○
公立大学法人秋田県立大学	令和5年4月			○	
国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科	令和5年6月			○	
国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構	令和5年7月			○	
株式会社UEJ	令和5年7月		○		
一般社団法人全日検	令和5年7月		○		
株式会社ファスマック	令和5年8月			○	
一般社団法人室苫植物検疫協会	令和5年9月		○		○
国立大学法人鳥取大学	令和5年9月			○	
株式会社農研植物病院	令和6年3月		○	○	
株式会社東海テクノ	令和6年4月			○	
一般社団法人神戸植物検疫協会	令和6年10月		○	○	○
株式会社JALカーゴサービス	令和6年10月		○	○	
一般社団法人大阪植物検疫協会	令和7年12月		○	○	○
学校法人法政大学	令和8年8月			○	
合計		1	8	12	4

●登録検査機関の区分別検査実績

※登録検査機関による区分別検査制度は令和5年4月1日から開始

